

長期間の自主的避難は実行せずに自主的避難等対象区域（郡山市）に滞在し続けたが、放射能から少しでも逃れるために週末などに福島県外（新潟県）への短期の避難を実行した申立人らについて、短期の避難に要した移動交通費等の一部が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X 1、同X 2、及び、同X 3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

ア 移動交通費（平成24年3月分、平成24年7月分、平成24年12月分、及び、平成25年1月分）

イ 平成24年12月5日付被申立人プレスリリースに基づく追加賠償
 (ア) 精神的損害等（平成24年1月1日～平成24年8月31日）
 (イ) 追加的費用等（平成23年3月11日～平成24年8月31日）

2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金320,357円の支払義務があることを認める。

（内訳）

ア 移動交通費	40,357円
イ 平成24年12月5日付被申立人プレスリリースに基づく追加賠償	
(ア) 精神的損害等	160,000円
(イ) 追加的費用等	120,000円

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償

紛争解決センターに交付する。

平成25年12月6日

(仲介委員 櫻井滋規)